

2025年

東京理科大学工学部建築学科同窓会

東京理科大学創域工学部建築学科同窓会

野田建築会

臨時総会

日 時 : 2025年5月10日(土)

午後2時～午後2時45分

場 所 : PORTA 神楽坂 7F 第2会議室

開催方法 : 集合形式、リモート (Zoom) 併用

主 催 : 東京理科大学工学部建築学科同窓会

東京理科大学創域工学部建築学科同窓会

野田建築会

臨時総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 臨時総会成立の確認
4. 議長選出
5. 議案
 第1号議案：野田建築会会則の改正について
6. 議長解任
7. その他
8. 閉会の辞

第 1 号議案 野田建築会会則の改正について

改正案（新旧対照表）

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第 1 条（名称） 本会は、東京理科大学野田建築会と称し、活動の拠点を東京理科大学創域理工学部建築学科内に置く。</p> <p>第 4 条（会員区分・資格） 本会の会員は、普通会员、特別会員をもって構成し、その資格は次に定める。 （1）普通会员：東京理科大学工学部建築学科第 5 期のうち野田校舎卒業生、理工学部建築学科卒業生及び創域理工学部建築学科卒業生及び他校から入学した理工学研究科建築学科専攻修了生、創域理工学研究科建築学科専攻修了生。 （2）特別会員：普通会员以外の東京理科大学創域理工学部建築学科教職員並びに元教職員及び本会の趣旨に賛同し、かつ役員会で承認された者。</p> <p>第 8 条（定期総会） 定期総会は、会長が会員を招集し毎年開催する。</p> <p>第 11 条（議決） 総会の議決は、出席した普通会员の過半数の同意により成立する。なお、総会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ可否の意思表示をした者は、出席とみなす。</p> <p>第 14 条（懇親会の開催） 懇親会は、1 年に 1 回以上開催する。</p> <p style="text-align: center;">運営細則</p> <p>（1）年会費は、3,000 円とする。 （2）定期総会開催時期は、原則として毎年 5 月第 3 土曜日とする。 （3）本会の所在地は創域理工学部建築学科内とする。 <u>（2025 年 5 月 10 日改正）この会則は 2025 年 5 月 10 日から施行する。</u> なお第 8 条については 2026 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>第 1 条（名称） 本会は、東京理科大学野田建築会と称し、活動の拠点を東京理科大学理工学部建築学科内に置く。</p> <p>第 4 条（会員区分・資格） 本会の会員は、普通会员、特別会員をもって構成し、その資格は次に定める。 （1）普通会员：東京理科大学工学部建築学科第 5 期のうち野田校舎卒業生、理工学部建築学科卒業生及び他校から入学した理工学研究科建築学科専攻修了生、創域理工学研究科建築学科専攻修了生。 （2）特別会員：普通会员以外の東京理科大学理工学部建築学科教職員並びに元教職員及び本会の趣旨に賛同し、かつ役員会で承認された者。</p> <p>第 8 条（定期総会） 定期総会は、会長が会員を招集し開催する。</p> <p>第 11 条（議決） 総会の議決は、出席した普通会员の過半数の同意により成立する。なお、委任状をもって出席とみなす。また、総会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ可否の意思表示をした者は、出席とみなす。</p> <p>第 14 条（懇親会の開催） 懇親会は、2 年に 1 回以上開催する。</p> <p style="text-align: center;">運営細則</p> <p>（1）年会費は、3,000 円とする。 （2）定期総会開催時期は、隔年とし、原則として西暦偶数年の 5 月第 3 土曜日とする。 （3）本会の所在地は会計の住所地とする。</p> |